

おくやみガイドブック

一宮市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

一宮市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようガイドブックを作成いたしました。

このガイドブックが、ご遺族の皆様になんとか役立てば幸いです。

一宮市役所 0586-28-8100（代表）

事前準備について

各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 2

持ち物の確認

市役所での手続き（5ページ～）の「手続きに必要なもの」をご確認ください。

STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、お越しください。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (13 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(15・16 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (16 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (16 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (16 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

一宮市で必要な手続きについては 5 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

市役所での手続きチェックリスト

☑ 必要な手続きがあればチェックし、詳細ページで手続き内容を確認しましょう

区分	手続きが必要な人	主な手続き	チェック	担当課	詳細ページ
住民登録・印鑑登録	世帯主であった	●世帯主変更の届出	☐	市民課	5
	印鑑登録証をお持ちだった	●印鑑登録証の返納	☐	市民課	5
	住民基本台帳カードをお持ちだった	●住民基本台帳カードの返納	☐	市民課	5
	マイナンバーカード/通知カードをお持ちだった	—	☐	市民課	5
	亡くなられた方の戸籍謄抄本について	—	☐	市民課	5
保険・年金	国民健康保険に加入されていた	●葬祭費の請求 ●資格喪失届の提出	☐	保険年金課	6
	国民健康保険に加入されている方が死産・流産された	●出産育児一時金の請求	☐	保険年金課	6
	後期高齢者医療に加入されていた	●葬祭費の請求 ●資格喪失に関する書類の提出	☐	保険年金課	6
	子ども医療費受給者証/ 障害者医療費受給者証/ 母子・父子家庭等医療費受給者証/ 後期高齢者福祉医療費受給者証 をお持ちだった	●受給者証の返納 ●資格喪失届の提出	☐	保険年金課	6
	年金を受給されていた 年金に加入されていた	詳しくは、 一宮年金事務所へ お尋ねください。	☐	保険年金課	6
介護保険	介護保険被保険者証をお持ちだった	●被保険者証の返納 ●資格喪失届の提出	☐	介護保険課	7
福祉	身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳/自立支援医療費受給者証/特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちだった	●手帳・受給者証の返納 ●手当消滅届の提出 ●未支払手当請求	☐	障害福祉課	7
	ねたきり高齢者等見舞金を受給されていた	●喪失届の提出	☐	高年福祉課	7
児童	児童手当を受給されていた	●認定請求書の提出 ●未支払手当請求	☐	子育て支援課	8
	18歳以下の子（18歳到達年度の末日まで）がおおいでになる場合 ※一定の障害がある場合は20歳未満	詳しくは、 子育て支援課へ お尋ねください。	☐	子育て支援課	8

区分	手続きが必要な人	主な手続き	チェック	担当課	詳細ページ
児童	小中学校に通学する児童生徒の保護者で、一定の要件に該当する場合	●就学援助申請	☐	学校教育課	8
税	市民税・県民税の納税義務者であった	●相続人代表者指定届の提出	☐	市民税課	9
	原動機付自転車/小型特殊自動車/ミニカーの所有者であった	●名義変更	☐	市民税課	9
	土地・家屋等の固定資産の所有者であった	●未登記家屋の名義変更 ●相続人代表者指定届(共有代表者変更届)の提出	☐	資産税課	9
	市税の口座振替の利用者で口座名義人であった	●振替口座の解約または変更	☐	納税課	9
水道	水道料金等の口座振替の利用者で口座名義人であった	●水道の中止または新使用者への名義変更及び振替口座の変更	☐	水道 お客さまセンター/ 営業課	10
市営住宅・市営墓地	市営住宅に入居されていた	●退去、承継の手続き ●同居人異動(変更)の手続き	☐	市営住宅 管理事務所	10
	市営墓地を使用されていた	●使用者の名義変更	☐	霊園管理 事務所	10
その他	道路、法定外公共物、準用河川の占用許可の名義人であった	●権利義務譲渡(承継)承認申請書の提出	☐	道水路 管理課	11
	就学援助を受給されていた	●就学援助申請の内容変更	☐	学校教育課	11
	スポーツ施設予約システムの利用者登録をされていた	●利用者登録廃止申請書の提出	☐	スポーツ課	11
	医師・看護師等の免許をお持ちであった	●医師・看護師等の籍の登録抹消申請	☐	保健総務課	11
	浄化槽の管理者であった	●浄化槽管理者の変更	☐	廃棄物 対策課	11

市役所での手続き

住民登録・印鑑登録などに関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
世帯主であった ※亡くなられた方を含め二人世帯の場合は不要です。	●世帯主変更の届出	●国民健康保険資格 確認書等(加入者のみ) ●届出人の本人確認 書類(運転免許証など) ●別世帯の方が届出 する場合は 「委任状」	市民課 ☎28-8972	●市民課 総合窓口 (本庁舎1階 4～7番窓口) ●尾西 窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川 総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所
印鑑登録証を お持ちだった	●印鑑登録証 の返納	●印鑑登録証		
住民基本台帳 カードをお持ち だった	●住民基本 台帳カード の返納	●住民基本台帳 カード		
・マイナンバー カード ・通知カードを お持ちだった	●死亡後の手続きで必要な場合がありますので、市役所にお越しの際はご持参ください。 ●また、死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることがありますので、大切に保管してください。			
亡くなられた方の 戸籍謄抄本について	●死亡届を提出されてから、戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。			

MEMO

保険・年金などに関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
国民健康保険に 加入されていた	●葬祭費の請求 ●資格喪失届の提出	●資格確認書等及び 限度額認定証 ●振込先(金融機関) がわかるもの ●会葬礼状または 葬儀の領収書など 葬儀執行人がわか るもの	保険年金課 [国民健康保険] ☎28-9011	●保険年金課 [国民健康保険] (本庁舎1階 20・21番窓口) ●保険年金課 [後期高齢者医療] (本庁舎1階 14・15番窓口) ●尾西 窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川 総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所
胎児 ※国民健康保険に 加入されている方 が妊娠85日以上で 死産・流産された 場合	●出産育児 一時金の 請求	●資格確認書等 ●医療機関の領収書 ●直接支払制度の同 意書 ●振込先(金融機関) がわかるもの ●死胎埋火葬許可証		
後期高齢者医療 に加入されていた	●葬祭費の請求 ●資格喪失に 関する書類 の提出	●資格確認書等及び 限度額認定証 ●振込先(金融機関) がわかるもの ●会葬礼状または 葬儀の領収書など 葬儀執行人がわか るもの	保険年金課 [後期高齢者医療] ☎28-8985	
・子ども医療費受 給者証 ・障害者医療費 受給者証 ・母子・父子家庭等 医療費受給者証 ・後期高齢者福祉 医療費受給者証 をお持ちだった	●受給者証の 返納 ●資格喪失届 の提出	●受給者証 ●窓口で手続きされ る方の本人確認書類	保険年金課 [福祉医療] ☎28-9013	●市民課 総合窓口 (本庁舎1階 4～7番窓口) ●保険年金課 [福祉医療] (本庁舎1階 16.17番窓口) ●尾西 窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川 総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所
年金を受給され ていた 年金に加入され ていた	●一宮年金事務所へお尋ねください。		一宮年金 事務所 ☎45-1418 保険年金課 [国民年金] ☎28-9014	●一宮年金事務所へ お尋ねください。

市役所での手続き

介護保険に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
介護保険 被保険者証を お持ちだった	●被保険者証の返納 ●資格喪失届の提出	●介護保険被保険者証	介護保険課 ☎28-9019	●市民課 総合窓口 (本庁舎1階 4～7番窓口) ●介護保険課 (本庁舎2階 26番窓口) ●尾西 窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川 総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所

福祉に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療費受給者証 ・特定医療費受給者証 (指定難病) をお持ちだった	●手帳・受給者証の返納 ●手当消滅届の提出 ●未支払手当請求	●手帳、受給者証 ●振込先(金融機関)がわかるもの	障害福祉課 ☎28-9017	●市民課 総合窓口 (本庁舎1階 4～7番窓口) ●障害福祉課 (本庁舎2階 25番窓口) ●高年福祉課 (本庁舎2階 27番窓口) ●尾西 窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川 総務窓口課 (木曽川庁舎1階)
ねたきり高齢者等見舞金を受給されていた	●喪失届の提出	●窓口に来られた方の本人確認書類 (運転免許証等) ●振込先(金融機関)がわかるもの	高年福祉課 ☎28-9021	●木曽川 総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ※特定医療費受給者証は 障害福祉課のみ

MEMO

児童に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
児童手当を受給 されていた	●認定請求書の提出 ●未支払手当請求	【新たに請求される方のもの】 ●本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバー(個人番号)カードなど ●振込先(金融機関)がわかるもの 【児童のもの】 ●振込先(金融機関)がわかるもの	子育て支援課 ☎28-9023	●子育て支援課(本庁舎4階46番窓口) ●尾西 窓口課(尾西庁舎1階) ●木曽川 総務窓口課(木曽川庁舎1階)
18歳以下の子 (18歳到達年度の末日まで)が おいでになる場合 ※一定の障害がある 場合は20歳未満	配偶者が一定の要件に該当する場合は、児童扶養手当、県・市遺児手当の支給対象になります。 詳しくは、子育て支援課へお尋ねください。			
小中学校に通学 する児童生徒の 保護者で、 一定の要件に該 当する場合	●就学援助申請	●申請理由を証明する書類 ●保護者の振込先(金融機関)がわかるもの	学校教育課 ☎85-7072	●学校教育課(本庁舎4階44番窓口) ●お子さんが通っている学校

MEMO

市役所での手続き

税に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
市民税・県民税 の納税義務者で あった	●相続人代表 者指定届の 提出	「納税義務者が亡く なられた後の市民 税・県民税の手続き のご案内(20ページ)」 をご覧ください。	市民税課 [個人市民税] ☎28-8963	●市民税課 (本庁舎3階 34番窓口)
・原動機付自転車 ・小型特殊自動車 ・ミニカー の所有者であった	●名義変更	担当課である市民税 課へお尋ねください。	市民税課 [軽自動車税] ☎28-8962	●市民税課 (本庁舎3階 34番窓口) ●尾西 窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川 総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所
土地・家屋等の 固定資産の所有 者であった	①未登記家屋 の名義変更 ②相続人代表 者指定届 (共有代表 者変更届) の提出	「固定資産の所有者 が亡くなられた後の 手続きのご案内 (19ページ)」を ご覧ください。	資産税課 ①[家屋担当] ☎28-8966 ②[償却資産担当] ☎28-8967	●資産税課 (本庁舎3階 33番窓口)
市税の口座振替 の利用者で口座 名義人であった	●振替口座の 解約または 変更	【解約の場合】 持ち物はありません。 窓口もしくは電話連 絡にて受付します。 【変更の場合】 ●納税通知書 ●新規口座の通帳 ●銀行お届け印	納税課 ☎28-8970	●納税課 (本庁舎3階 31番窓口) ●尾西 窓口課 (尾西庁舎1階) ●木曽川 総務窓口課 (木曽川庁舎1階) ●各出張所 ●各金融機関

MEMO

水道に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
水道料金等の 口座振替の利用 者で口座名義人 であった	●水道の中止 または新使用 者への名 義変更及び 振替口座の 変更	【中止または名義 変更の場合】 持ち物はありません。 窓口もしくは電話連 絡にて受付します。 (※中止のみは、市 公式ウェブサイトか らの電子申請が利用 可能です。ページID 1058403) 【新規口座へ変更の 場合】 ●新規口座の通帳 ●銀行お届け印	水道お客さま センター ☎28-8622	●水道お客さま センター (観音寺1丁目4-4) ●営業課 (本庁舎10階 101番窓口)

市営住宅・市営墓地に関すること

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
市営住宅に入居 されていた	●退去、承継 の手続き ●同居人異動 (変更)の 手続き	市営住宅管理事務所 へお尋ねください。	市営住宅管 理事務所 ☎28-8649	●市営住宅管理事 務所 (本庁舎7階 73番窓口)
市営墓地を使用 されていた	●使用者の 名義変更	●一宮市営墓地 使用許可証 ●本人確認書類 (運転免許証等) ●戸籍謄本等(必要 に応じて) ページID 1053345	霊園管理 事務所 ☎45-9953	●霊園管理事務所 (環境センター北館)

MEMO

市役所での手続き

その他

亡くなられた方が 以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当課 市外局番0586	手続き窓口
道路、法定外公 共物、準用河川の 占用許可の 名義人であった	●権利義務 譲渡(承継) 承認申請書 の提出	持ち物はありません。 窓口にて受付します。	道水路 管理課 ☎28-8653	●道水路管理課 (本庁舎8階 81番窓口)
就学援助を受給 されていた	●就学援助 申請の内容 変更	●申請理由を証明 する書類 (児童扶養手当証 書、ひとり親家庭と わかる書類等) ●保護者の振込先 (金融機関)	学校教育課 ☎85-7072	●学校教育課 (本庁舎4階 44番窓口) ●お子さんが通っ ている学校
スポーツ施設 予約システムの 利用者登録を されていた	●利用者登録 廃止申請書 の提出	●窓口に来られた方 の本人確認書類 (運転免許証等) ●亡くなられた方との 関係がわかる書類 (戸籍謄本等)	スポーツ課 ☎85-7079	●スポーツ課 (本庁舎9階 93番窓口) ●予約システム受付 窓口 (光明寺公園球技場、 温水プール、 市テニス場、 尾西スポーツセンター、 木曽川体育館、 総合体育館、 いちのみや中央プラザ 体育館)
医師・看護師等 の免許をお持ち であった	●医師・看護 師等の籍 登録抹消 申請	●籍登録抹消申請書 (保健所窓口にて用意) ●死亡診断書(写し可)、 死体検案書(写し可) または戸籍抄(謄)本 ●免許証の原本	保健総務課 ☎52-3852	●保健総務課 (保健所1階)
浄化槽の管理者 であった	●浄化槽管理 者の変更	持ち物はありません。 窓口にて受付します。 市公式ウェブサイト からの電子申請が 利用可能です。 ページID 1038699	廃棄物 対策課 ☎45-5374	●廃棄物対策課 (環境センター3階 1番窓口)

※ 2025 年 4 月現在の内容です。

法令改正や手続きを行う機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、連絡先、必要な書類などが変更になることがありますので、
予めご了承ください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の手続き

相続について

フロアマップ

市役所以外での主な手続き一覧

☑ 必要な手続きがあればチェックしましょう

チェック	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
☐	生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	加入している生命保険会社
☐	預貯金口座	口座凍結解除手続き	各金融機関等
☐	株式等	名義変更	各証券会社等
☐	遺言書(自筆)	検認(開封)	名古屋家庭裁判所一宮支部 一宮市公園通4-17 ☎ 0586-73-3162 (家事事件係・受付)
☐	遺言書(自筆)	遺言書保管事実証明書 遺言書情報証明書	名古屋法務局一宮支局 一宮市公園通4-17-3 ☎ 0586-71-0600 *詳しくは22ページ「法務局の相続 に関する制度のご紹介」をご覧ください。
☐	固定電話・携帯電話	契約継承・解約	各契約会社等
☐	インターネット	名義変更・解約	各契約会社等
☐	N H K 受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
☐	電気・ガス料金等	名義変更・解約	領収書に記載されている 会社及び営業所
☐	運転免許証	返納	一宮警察署 一宮市本町1-6-20 ☎ 0586-24-0110 (交通課免許係)

チェック	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
☐	クレジットカード	解約	各契約会社
☐	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
☐	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	名古屋法務局一宮支局 一宮市公園通4-17-3 ☎ 0586-71-0600 愛知県司法書士会 名古屋市熱田区新尾頭1-12-3 ☎ 052-683-6683 *名古屋法務局・愛知県司法書士会 無料登記相談所を開設しています (予約制) 場所:名古屋法務局一宮支局 日時:毎週水曜 9時～12時
☐	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・ 消費税申告	一宮税務署 一宮市栄4-5-7 ☎ 0586-72-4331
☐	国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の 郵便局
☐	年金	・一宮年金事務所(☎ 45-1418)に手続き内容 (遺族年金等)を確認してください。 ・共済年金受給者の場合は、各共済組合に手続き内容 (遺族年金等)を確認してください。	
☐	二輪の軽自動車・ 小型自動車	名義変更	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2048
☐	三輪・四輪の軽自動車	名義変更	軽自動車協会 愛知主管事務所小牧支所 ☎ 050-3816-1773
☐	普通自動車	名義変更	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2048

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	法定相続情報証明の申出		相続人が戸除籍謄本等とともに、相続関係を一覧に表した「法定相続情報一覧図」を法務局に提出し、その保管を申し出ることにより、以後5年間、無料で法務局が証明した「法定相続情報一覧図」の写しを取得できます。同一覧図(写)は、戸除籍謄本等の代わりに相続関係を証明する公的書類として、相続登記のほか、各種手続き(相続税申告、年金、預貯金払戻等)で活用できます。 *詳しくは22ページ「法務局の相続に関する制度のご紹介」をご覧ください。
☐	遺言書の探索		・自筆証書遺言は、自宅で探索及び法務局で調査してください。 名古屋法務局一宮支局 一宮市公園通4-17-3 ☎ 0586-71-0600 ・公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 一宮公証役場 一宮市栄1-9-20 ☎ 0586-72-4925
☐	遺言書の検認	遅滞なく	遺言書の保管者またはこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。 なお、 <u>公正証書による遺言のほか、法務局において保管されている自筆証書遺言</u> に関して交付される「遺言書情報証明書」は、検認の必要はありません。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続財産の調査	速やかに	被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		遺言書がなく、法定相続分以外で遺産を分ける場合は、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続登記の申請		不動産の所有者が亡くなられ、土地や建物の名義を相続人に変更するには、法務局で相続登記の申請が必要です。 * 令和6年4月1日から、相続したことを知った日から3年以内の相続登記が義務化されました。 * 詳しくは17ページ「名古屋法務局からのお知らせ」をご覧ください。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所のHPなどでご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

不動産を相続したら かならず相続登記！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から義務化されました

不動産に関するルールが大きく変わりました！

● 相続登記の義務化（令和6年4月1日から）

- ✓ 不動産を相続したことを知った日から **3年以内**の相続登記が義務になりました
- ✓ **令和6年4月1日より前に相続した不動産も義務化の対象**です

令和9年3月31日までに登記してください！

- ✓ 登録免許税が免税となる場合があります（令和9年3月31日まで）
- ✓ 正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります



● 相続人申告登記（令和6年4月1日から）

- ✓ 期限内（3年以内）に相続登記の申請をすることが難しい場合の手続が設けられました

相続・遺言に関する
手続について
詳しくは…



相続登記の手続についてご案内しています

予約制

▼お問い合わせ先

● 名古屋法務局・愛知県司法書士会無料登記相談所（対面）

場所 本局不動産登記部門・春日井支局・津島支局

一宮支局・半田支局・刈谷支局

日時 名古屋法務局HPをご覧ください

司法書士に相談できます

名古屋法務局 無料登記相談所



● 登記手続案内（対面・電話・ウェブ）

場所 本局不動産登記部門・支局・出張所

日時 平日9時～12時、13時～16時（閉庁日を除く）

↑ 予約方法はこちら ↓

名古屋法務局手続案内



- ✓ ご自身で申請書類を作成する方は**登記手続案内**をご予約ください
- ✓ ウェブ登記手続案内の予約は専用サイトで24時間受付中！
- ← 申請に必要な準備については
あらかじめこちらのページもご覧ください **詳しくは…**

登記手続ハンドブック

〈お時間がない方やご自身で手続が難しい方は登記の専門家へ！〉

相続登記の申請や遺産分割協議が必要な方は**司法書士**に、相続した建物がそもそも登記されていない場合や相続をした土地を親族で分けてそれぞれの名義にしたいときは**土地家屋調査士**に相談することができます。



愛知県司法書士会



愛知県土地家屋調査士会

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の手続き

相続について

フロアマップ

固定資産の所有者が亡くなられた後の手続きのご案内

ご逝去を悼み、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。
土地や家屋等の固定資産の所有者が亡くなられた場合、固定資産税・都市計画税の納税義務は、相続される方に引き継がれます。必要となる手続きは、所有している資産や相続の状況によって下記のとおり異なります。

1. 相続登記(名義変更)について

亡くなられた方の資産の一覧は、資産税課で取得できる「課税台帳(名寄帳)」で確認できます。
遺産分割協議等を経て、相続登記(名義変更)をする際の受付窓口は次のとおりです。

- 1

•土地
•家屋(登記)


法務局

①「土地」「家屋(登記)」の相続登記は、法務局が窓口となります。必要書類等がありますので、詳しくは名古屋法務局一宮支局(0586-71-0600)へお尋ねください。
- 2

•家屋(未登記)


市役所

②「家屋(未登記)」の名義変更については、資産税課へ申請が必要です。必要書類等がありますので、詳しくは下記「家屋担当」までお問い合わせください。

2. 相続人代表者の指定について

上記①②による相続登記(名義変更)が完了するまでの間、相続人のうちから固定資産税の納税通知書等を受領する代表者を定めていただき、「相続人代表者指定届」(21ページ)の提出をお願いいたします。この届出は、一時的に納税通知書等の送り先として登録するものです。
なお、亡くなられた年の翌年1月1日(賦課期日)までに①②による名義変更が完了する場合は、指定届の提出は必要ありません。

◎相続人代表者指定届の提出先及びお問い合わせ先
一宮市財務部 資産税課(本庁舎3階33番窓口)

〒491-8501一宮市本町2丁目5番6号 ※「相続人代表者指定届」は郵送でも提出できます。

[土地担当]
0586-28-8965

[家屋担当]
0586-28-8966

[償却資産担当]
0586-28-8967

納税義務者が亡くなられた後の市民税・県民税の手続きのご案内

ご逝去を悼み、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。
納税義務者がお亡くなりになりました後、必要となる市民税・県民税の手続きについてご案内させていただきます。

ご不明な点がございましたら、市民税課までご連絡ください。

● 納税義務の承継

市民税・県民税は、1月1日(賦課期日)現在一宮市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上あるかたに課税されます。このため、1月2日以後に納税義務者が亡くなられた場合は、その年1年分の市民税・県民税の納税義務があります。

相続人のかたは、亡くなられたかたの納税義務を引き継ぐことになりますので、亡くなられたかたに未納の税額(納期未到来分を含む。)がある場合には、この税額を納めなければなりません。なお、納めすぎの税額がある場合は還付されます。

● 相続人代表者の届出

一宮市では相続人のうちのお一人を代表者として納税通知書等を送付しています。

相続人のうちのどなたが相続人代表者になれるのか、「相続人代表者指定届」(21ページ)に必要事項を記入して提出してください。

手続きの際は、

- ① 相続人代表者指定届、② 窓口に来られるかた(相続人代表者)の本人確認書類、
③ 亡くなられたかた(被相続人)の納税通知書
をご持参ください。

※ 納税義務者が亡くなられた後、相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合は、市が相続人代表者を指定することがあります。

● 相続放棄・限定承認した場合の手続き

納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄をし、相続人がいない場合には、その納税義務は承継されません。また、限定承認した相続人は、相続によって得た財産が限度となります。家庭裁判所が発行する「相続放棄・限定承認の申述受理通知書」の写しなどを市民税課へ提出してください。

相続放棄・限定承認の手続きについては、管轄の家庭裁判所へお問い合わせください。

◎ 相続人代表者指定届の提出先及びお問い合わせ先

一宮市財務部 市民税課(本庁舎3階34番窓口) 電話 0586-28-8963(直通)

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 ※「相続人代表者指定届」は郵送でも提出できます。

相続人代表者指定届

年 月 日

(あて先) 一宮市長

(受付印)

相続人代表者

住所

(電話番号)

フリガナ

氏名

(生年月日: 年 月 日)

被相続人との続柄

(届出したい税目の□にレ点チェックを入れてください。複数可)

被相続人の ☐ 市民税・県民税 の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する
☐ 固定資産税・都市計画税

代表者となることを、相続人同意の上承諾しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出いたします。

被相続人 (亡くなったかた)	フリガナ氏名	(生年月日: 年 月 日)		
	住民基本台帳の登録住所(死亡時)			
	死亡年月日	年	月	日
相続人 (相続人代表者を除く)	氏名	被相続人との続柄	住所	

【提出先】

上記 ☐ 市民税・県民税 にチェックを入れた場合→ 市民税課
☐ 固定資産税・都市計画税 にチェックを入れた場合→ 資産税課

※両方にチェックを入れた場合にはどちらの課へご提出いただいても構いません。

※以下市担当課処理欄につき記入不要

市民税課処理 ☐ 要(処理済) ☐ 不要
資産税課処理 ☐ 要(処理済) ☐ 不要

整理番号

入力処理 確認(電算)

--	--

現年度分納付 : 全納・期別
納付書発行 : 不要・要(済・未済)

送付先(無・有)

納管人(無・有)

家屋

無・有(登記・未登記)

共有名義

無・有



相続した土地を手放すための制度が始まりました

● 相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日から）

相談は予約制です



重要!

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は引取り不可

- (例)
- ・建物や障害物のある土地
 - ・土壌が汚染されている土地
 - ・権利などで争いのある土地 など

詳しくは…

相続土地国庫帰属制度



あなたが自筆で作成した遺言書を法務局で保管します

● 自筆証書遺言書保管制度

死亡前

作成した本人が遺言書保管所に来庁して手続



詳しくは…

自筆証書遺言 法務省

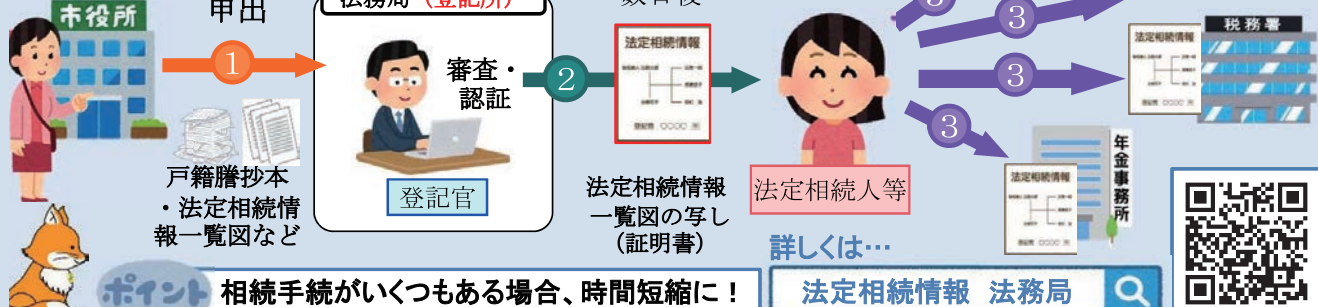
相続手続をより便利に！法定相続人の一覧図を証明します

● 法定相続情報証明制度

手続案内には予約が必要です

必要な通数の証明書を無料で交付
(5年間再交付可)

死亡後
必要な書類を集める
市役所

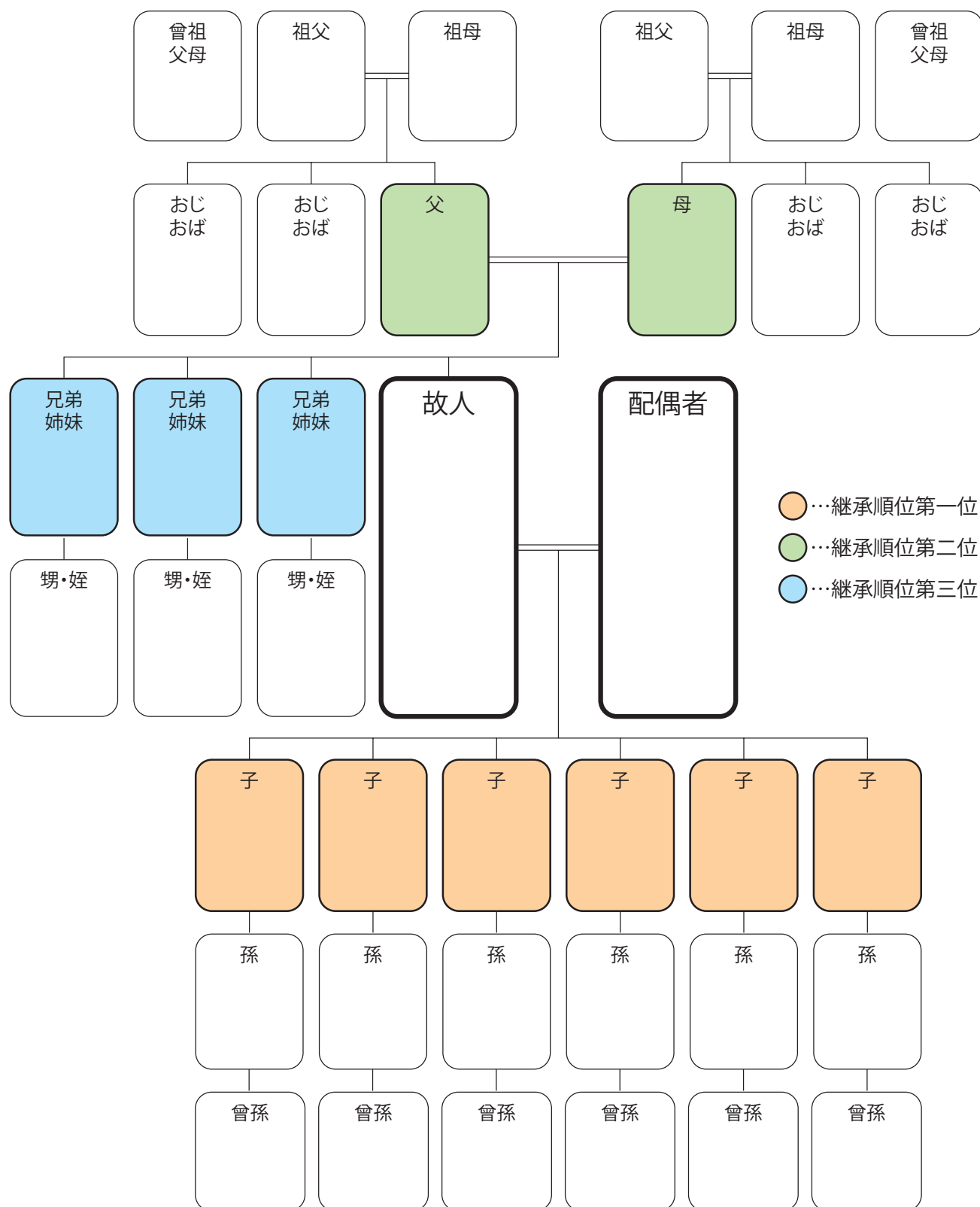


ポイント

相続手続がいくつもある場合、時間短縮に！



家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の手続き

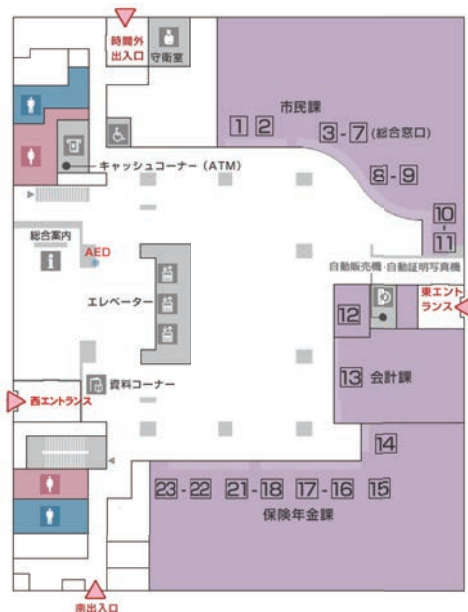
相続について

フロアマップ

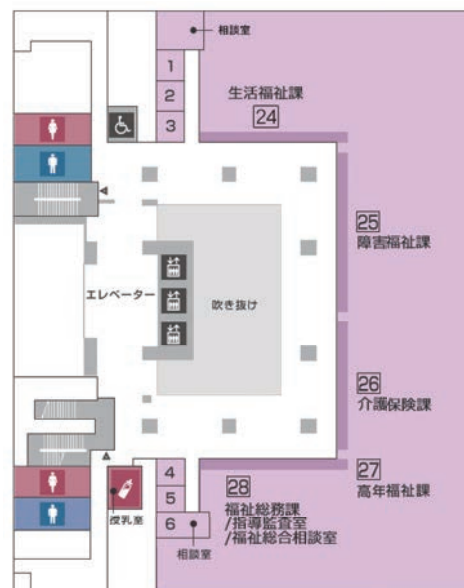
フロアマップ

本庁舎

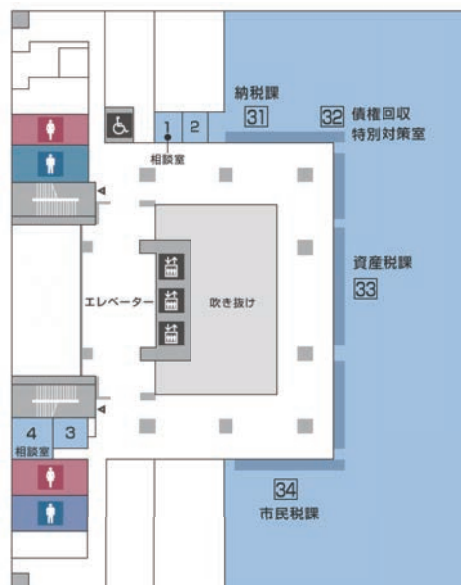
1階



2階



3階



4階



5階



6階

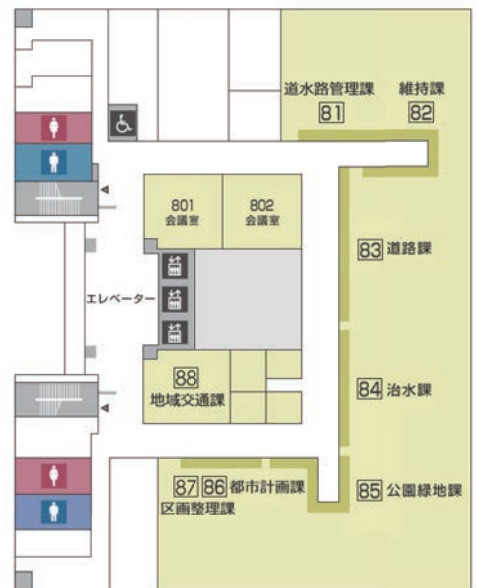


本庁舎

7階



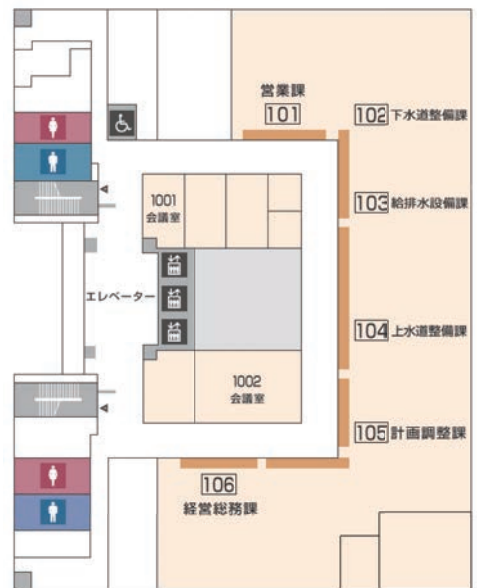
8階



9階



10階



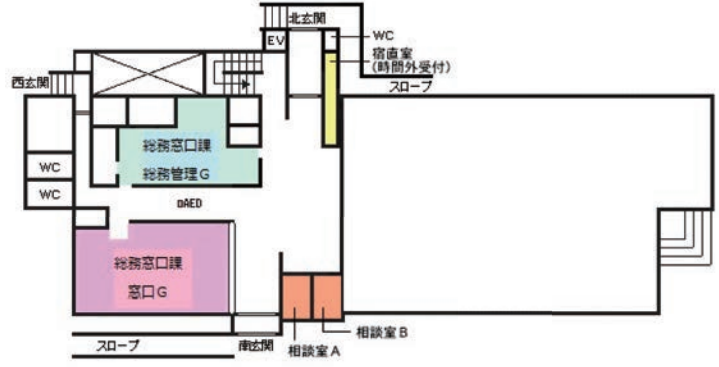
尾西
庁舎

1階



木曽川
庁舎

1階



チェックリスト

各種手続き

市役所以外の手続き

相続について

フロアマップ

発	行	一宮市役所
編集／制作		株式会社鎌倉新書
発	行	年
		2025 年 6 月

